

# 船舶事故調査報告書

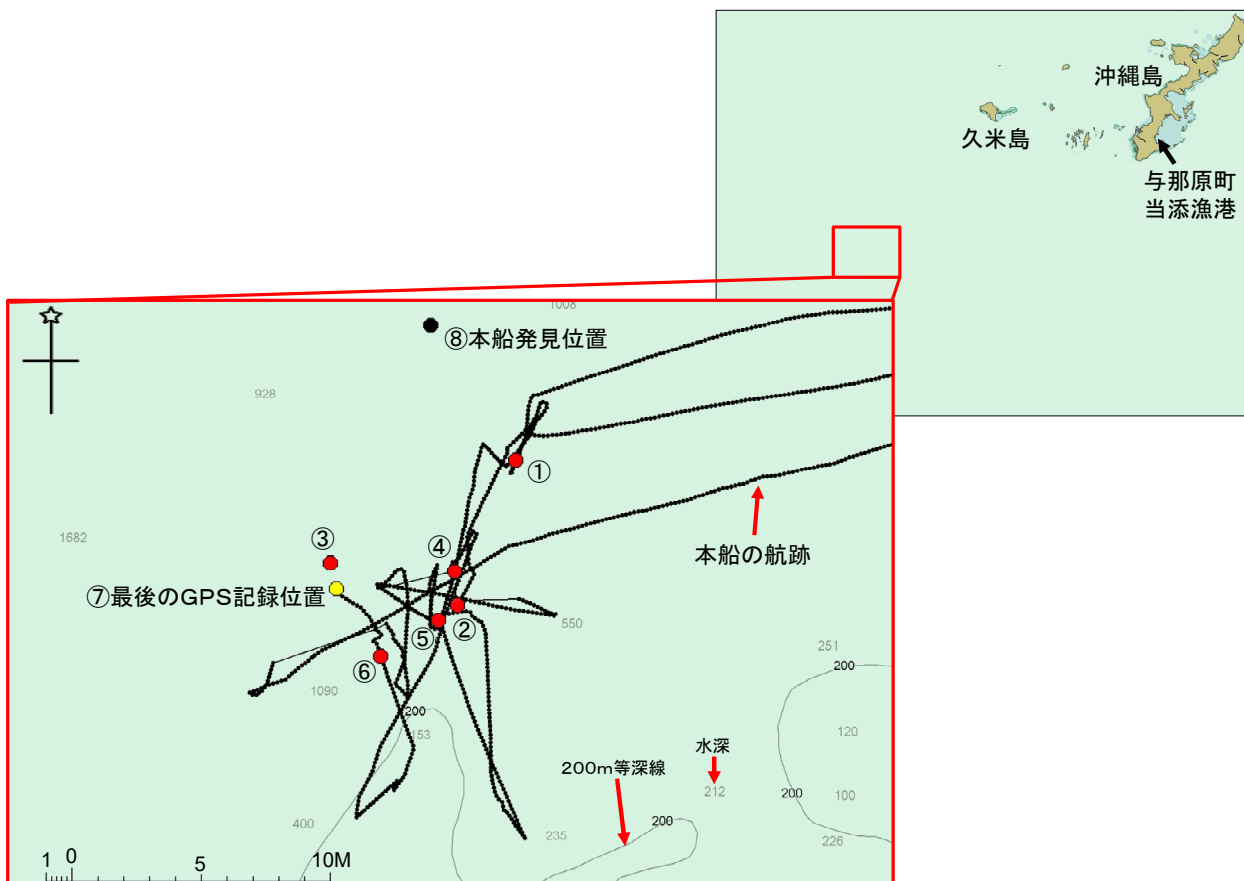
令和2年7月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成31年4月24日 17時00分ごろ～25日 08時30分ごろの間）
発生場所	沖縄県久米島町久米島南西方沖 （概位 北緯25°40.8′ 東経125°49.9′～北緯25°51.0′ 東経125°54.0′の間）
事故の概要	漁船あずさ丸は、久米島南西方沖で漂流した後、無人の状態で見失われ、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	令和元年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 あずさ丸、7.21トン ON2-0679（漁船登録番号）、個人所有 12.63m(Lr)×2.43m×0.90m、FRP ディーゼル機関、180.20kW、昭和55年5月8日 第296-16772号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年6月30日 免許証交付日 平成27年4月14日 （令和2年6月29日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、水温 約26℃、潮流 北流
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、平成31年4月22日11時00分ごろ僚船4隻（僚船A、僚船B及び他の僚船2隻）と共に‘外国漁船操業等の監視業務’（以下「監視業務」という。）の目的で沖縄県与那原町当添漁港を出港し、翌23日04時00分ごろ～05時00分ごろに久米島南西方沖に到着した。 本船は、23日及び24日の08時00分ごろ～17時00分ごろ

	<p>まで監視業務を行い、その間、08時00分ごろ、12時00分ごろ及び17時00分ごろに‘所属の漁業協同組合’（以下「漁協」という。）に現在位置を漁業無線で報告していた。</p> <p>僚船Aの船長（以下「船長A」という。）は、24日17時00分ごろ監視業務を終えて本船に近寄った際、本船船長から釣りをして夕食分の魚が釣れたことを聞いた。</p> <p>僚船Bの船長（以下「船長B」という。）は、25日08時00分ごろ本船に漁業無線で連絡したものの、本船からの応答がなかったため、様子を見に行く目的で約1～2海里（M）離れていた本船に向かい、横付けして移乗し、08時30分ごろ本船内を捜索したが本船船長が見当たらなかった。</p> <p>船長Bは、本船の無線で船長Aに本船船長が見当たらないことを伝え、漁協に連絡するように依頼した。</p> <p>船長Aから連絡を受けた漁協の担当者は、09時54分ごろ海上保安庁へ通報した後、監視業務を行っていた僚船に本船船長の捜索を無線で依頼した。</p> <p>本船船長は、海上保安庁の巡視船、巡視艇及び航空機、僚船7隻及び他の漁業協同組合の漁船9隻により捜索が行われたが発見されず、行方不明となった。</p> <p>本船は、27日に僚船により、当添漁港までえい航され、陸揚げされた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付表1 本船のGPS記録（抜粋）等、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、甲板上からのブルワークの高さが、船首部で約0.5m、船尾部で約0.6mであり、船首部及び右舷船尾ブルワークの一部以外に手すりがなかった。（写真2 本船の甲板上、写真3 僚船の甲板上 参照）</p> <p>本船には、他船と衝突したような痕跡はなかった。</p> <p>船長A及び船長Bによれば、監視業務を行う漁船は、監視業務を08時ごろ～17時ごろまでの間行い、その日の監視業務が終わると主機を停止した状態で漂泊し、操舵室で仮眠をとっていた。</p> <p>本事故後、本船船長がふだん着用していた膨張式救命胴衣が本船の操舵室から発見された。</p> <p>本船は、船長Bが移乗して本船船長を捜索した際、主機が停止した状態で、無線及びGPSプロッターの電源が入っていた。また、船長Bは、本船の巻上げ機が停止した状態で、集魚灯が消灯していたように記憶していた。</p> <p>船長A及び船長Bによれば、本船は、監視業務の合間に夕食分の釣りをを行う際、久米島南西方沖の監視業務を行っていた海域の水深が1,000m以上あって魚は釣れないので、同海域南方沖の水深20</p>

	<p>0～300mの海域で釣りを行っていた。</p> <p>本船は、船内に釣り竿、釣り糸及び釣りの仕掛けが残っていた。</p> <p>船長Aは、4月24日～25日の夜間に漂泊して仮眠をしていた際、降雨で機関室に雨が入らないように操舵室前方の煙突を閉めに起きたので、本船船長も同様に操舵室前方の煙突の蓋を閉めに起きたのかもしれないと本事故後に思った。また、船長A及び船長Bは、本事故後に本船を確認した際、本船の煙突の蓋が閉まっていたように記憶していた。</p> <p>本船船長は、約10年間の一本釣り漁の経験があった。</p> <p>本船船長は、持病がなく、出港前、体調の不良等を訴えていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、4月24日17時00分ごろ本船船長が船長Aと会話をした後、翌25日08時30分ごろ船長Bが本船に移乗した際に本船船長が見当たらなかったことから、この間において、本船船長が落水して行方不明となった可能性があると考えられる。</p> <p>監視業務を行う漁船は、通常、監視業務を終えた後に主機を停止した状態で漂泊しており、本船の主機が停止状態であったことから、本船は、監視業務を終えた後に漂泊中に本船船長が落水したものと考えられるが、目撃者がおらず、本船船長が落水した状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>本船は、操舵室で本船船長がふだん着用していた膨張式救命胴衣が発見されたことから、本事故時、船長が救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が久米島南西方沖において漂泊中、本船船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板では救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 外洋で操業する場合、携帯電話の電波の届かないところがあるので、非常事態の発生に備え、PLB（携帯用位置指示無線標識）を携帯することが望ましい。</li> <li>・ 小型船舶は、操舵室の外壁等に手すりを設置することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



付表1 本船のGPS記録（抜粋）等

	漁協への報告日時	北緯 ( ° ′ ″ )	東経 ( ° ′ ″ )
①	4月23日 08時00分ごろ	25-45-47.19	125-57-40.19
②	12時00分ごろ	25-40-10.39	125-55-09.64
③	17時00分ごろ	25-41-48.30	125-49-42.08
④	4月24日 08時00分ごろ	25-41-29.02	125-55-02.08
⑤	12時00分ごろ	25-39-34.85	125-54-20.00
⑥	17時00分ごろ	25-38-11.71	125-51-51.23
	最後のGPS記録	北緯 ( ° ′ ″ )	東経 ( ° ′ ″ )
⑦	時刻不明	25-40-48.65	125-49-57.83
	本船の発見日時	北緯 ( ° ′ ″ )	東経 ( ° ′ ″ )
⑧	4月25日 08時30分ごろ	25-51-00.00	125-54-00.00

写真1 本船



写真2 本船の甲板上



写真3 僚船の甲板上

